

平成22年3月23日

平成22年第1回（3月）市議会定例会

（委員長報告）

総務常任委員長 宇田川好秀



それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次御報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第1款「議会費」を議題といたしましたところ、映像配信業務委託料の内容について、ホームページ等作成・保守委託料の内容について等、質疑応答の後、採決の結果、歳出の部、第1款は起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第2款「総務費」及び当該歳出に係る歳入並びに第3条第3表「債務負担行為」のうち、当委員会の所管事項及び第4条第4表「地方債」のうち「臨時財政対策債」を一括議題といたしましたところ、まず、一般管理費にかかわり、職員人件費が減額となっているが、今年度と比較して平成22年度の職員数の動向について問われ、これに対して、職員数は、平成21年度は357人であり、平成22年度は338人になる予定とのこと。

また、災害対策費にかかわり、現在、防災訓練事業と国民保護事業は別々に実施しているが一つの事業として実施できないのかと問われ、これに対して、防災訓練事業は、自然災害を対象として自衛隊や警察などの組織活動が図られ、

国民保護事業は、国民保護法及び国民保護に関する川口市計画において訓練実施が定められ、いわゆる事件性のものを対象として実施しているとのこと。

さらに、企画費にかかわり、行政評価における外部評価の必要性について問われ、これに対して、現在は職員による内部評価であったが、外部評価を実施することにより、行政評価の客観性及び透明性を確保するとともに、効果的で効率的な行政運営を推進することができるとのこと。

またさらに、情報化推進費にかかわり、電子自治体構築事業の最終的な目的について問われ、これに対して、情報通信技術を行政のあらゆる分野に活用することにより、市民の方々や企業が行う各種手続きに伴う事務負担の軽減や利便性の向上、さらには行政事務の簡素化・合理化などを図り効率的・効果的な自治体運営を目指す事が最終目的であるとのこと。

また、自治振興費にかかわり、コミュニティ事業助成金の活用を予定している町会及び内容について問われ、これに対して、平成22年度は、3町会を予定し、東領家1丁目町会については、テント、会議用テーブル・椅子等、赤井町会については、太鼓、芝2丁目町会については、御輿、太鼓等の購入に対する助成であるとのこと。

また、徴税費にかかわり、過年度市税還付金の増額理由について問われ、これに対して、法人市民税は前事業年度に係る税額の半額を予定納税することとなっているが、企業収益の悪化により法人市民税額の確定に伴う平成22年度の税額が予定納税額を下回ることが想定されることから、過年度市税還付金を増額計上したものであるとのことでありました。

このほか、一般管理費にかかわり平和都市宣言関連事業の内容について、広報広聴費にかかわり、川口PR事業の内容の周知方法について等、質疑応答の後、討論へと移行し、詳しくは本会議において述べるが、行政改革集中改革プランの中の定員適正化計画に基づく職員配置にもかかわらず、職員に対し過重労働が課せられ、それらが原因でストレス等により病気になる職員がいることは看過できない問題であり、市としてきちんと対応するべきである。

次に、同和対策事業については、市内に対象地域も無いことから反対する。

また、有事に対応するという国民保護法に基づく国民保護事業については、自然災害と事件は全く性質が違うということは理解するが、地方自治体が国の計画どおりに訓練実施することは間違いであることから反対する。

さらに、国民投票法に関連して、システム開発・保守委託料が計上されているが、法の不備及び憲法を順守することから考えても、反対する。

また、県支出金の自衛官募集事務委託金、市自衛隊父兄会補助金については、予算計上する必要はなく、反対するとの意見が述べられたる後、一括採決の結果、歳出の部、第2款及び当該歳出に係る歳入並びに第3条第3表及び第

4条第4表は、起立者多数で可決と決しました。

次に、歳出の部、第11款「公債費」ないし第13款「予備費」及び歳入の部、第1款「市税」ないし第11款「交通安全対策特別交付金」並びに第16款「財産収入」ないし第20款「諸収入」及び第5条「一時借入金」並びに第6条「歳出予算の流用」を一括議題といたしましたところ、指定管理者管理施設利用料金還元雑入において、戸塚スポーツセンターにかかわる利用料金の還元割合について問われ、これに対して、市と指定管理者において利用料金還元基準額を定め契約を締結し、利用料金収入額から利用料金還元基準額を差し引いた額の2割が還元されるとのことであります。

このほか、滞納繰越分の対応について等、質疑応答の後、一括採決の結果、歳出の部、第11款ないし第13款及び歳入の部、第1款ないし第11款並びに第16款ないし第20款及び第5条並びに第6条は、起立者全員で可決と決しました。

次に議案第21号「川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計予算」及び議案第22号「川口駅東口地下公共駐車場事業特別会計予算」を一括議題といたしましたところ、川口駅西口地下公共駐車場事業にかかわり、平成22年度の借入金償還後における民間委託及び指定管理者制度導入の考え方について問われ、これに対して、指定管理者制度導入などに要する事業費などを考慮しながら、今後、検討して参りたいとのことであります。

このほか、川口駅西口地下公共駐車場事業にかかわり、開設後の料金設定の推移及び利用時間について、利用減少の理由について等、質疑応答の後、討論へと移行し、川口駅西口及び東口地下公共駐車場については、多額の事業費により建設した両駐車場の経緯を踏まえ、今後も、半永久的に駐車場として使用するならば、市民の利便性等を考慮し、運営方法を検討しなければならない。また、西口地下公共駐車場においては、平成22年度で償還金が終了することのだが、償還金が残っている東口地下公共駐車場も含め、今後、利用料金の設定等、再度検討していただきたいことを要望し、賛成するとの意見が述べられたる後、一括採決の結果、両案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第24号「川口市交通災害共済事業特別会計予算」及び議案第25号「川口市学童等災害共済事業特別会計予算」を一括議題といたしましたところ、両共済事業にかかわり、加入率について、PR効果について等、質疑応答の後、採決の結果、両案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第41号「第4次川口市総合計画基本構想を定めることについて」を議題といたしましたところ、実施計画の策定にあたり、これまでの総合計画の策定の経緯を踏まえ、市民の声を反映させるのかと問われ、これに対して、実施計画は、基本計画の趣旨を実現できるように策定するものであり、また、

各条例や計画づくりを進めていくうえで、当然のことながら、市民の意見を採り入れながら対応していくものと考えているとのことでありました。

このほか、都市計画マスタープランとの整合性について、計画と予算の関連について等、質疑応答の後、討論へと移行し、今回の第4次川口市総合計画基本構想については、これまでになく市民が参加し、多くの議論が行われた中で策定されたことから賛成する。今後の実施計画を策定する際にも市民の声を反映し、さらには、その計画を実施していく段階においても、常に市民の声を聞き、柔軟に対応していただきたい。また、基本計画は今後6年間の計画にある目標指標を定め、施策の優先順位を検討し、市民が必要とするものを踏まえ、計画を実施していただくことを要望するとの意見。

また、この総合計画は審議会において今までにない多くの議論をいただき策定されたもので、このたび基本構想が提案されているが、今後、それぞれ計画、あるいは実施計画に移っていくことになる。市民の方々から100パーセントの理解を得ることが不可能であることは、行政、議会、市民が共通に理解している。しかし、市民福祉の向上に関しては、各々とらえ方が違うと思うが、できる限り多くの方が賛意を表する計画づくりにしていただきたいことを要望し賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第32号「川口市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、理事者の説明を了承し、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第29号「川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、組合との協議について、時間外勤務手当を支給される対象職員について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第30号「川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、生活福祉面接相談員と介護給付適正化点検員の執務内容について、生活福祉面接相談員を非常勤特別職とした理由について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第31号「川口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、休日出勤の支給割合について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第33号「川口市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、理事者の説明を了承し、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

最後に、歳出の部、第9款「消防費」及び当該歳出に係る歳入並びに第4条第4表「地方債」のうち、消防施設整備事業についてを一括議題といたしましたところ、まず、高機能消防指令・情報システム事業にかかわり、現在のシステムとの変更点について問われ、これに対して、基本的な仕様は同じであるが、GPS機能、経路探索装置、メール119番受信装置、eメール指令装置の4つの機能を取り入れたシステムに更新する予定であるとのこと。

また、火災予防運動費にかかわり、火災予防広報事業の内容について問われ、これに対して、住宅用火災警報器の設置促進及び救急車の適正利用等のPRを図るもので、市内路線バス、24路線において、1日あたり1,485回の放送をするものであるとのことでありました。

このほか、常備消防費にかかわり、職員の充足率について、消防施設費にかかわり、平成22年度の消火栓の設置基数について等、質疑応答の後、一括採決の結果、歳出の部、第9款及び当該歳出に係る歳入並びに第4条第4表は、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。